

# 【個人情報の取扱いに関する同意条項・表明および確約事項】

株式会社愛媛銀行

保証委託先 株式会社愛媛ジェーシービー  
株式会社オリエンコーポレーション  
SMB Cコンシューマーファイナンス株式会社  
オリックス・クレジット株式会社  
アイフル株式会社  
ライフカード株式会社  
全国保証株式会社  
株式会社フィナンシャルドゥ  
株式会社日本保証

申込人（債務者または連帯債務者）、連帯保証人および、担保提供者（以下「申込人等」という。）は、借入申込または取引条件の変更（当該契約を含む、以下「本契約」という。）を行うにあたり、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）に基づき、株式会社愛媛銀行（以下「銀行」という。）、株式会社愛媛ジェーシービー、株式会社オリエンコーポレーション、SMB Cコンシューマーファイナンス株式会社、オリックス・クレジット株式会社、アイフル株式会社、ライフカード株式会社、全国保証株式会社、株式会社フィナンシャルドゥ、株式会社日本保証（以下「保証会社」という。）が定めた個人情報の利用目的達成の範囲内で申込人等の個人情報を利用されること、個人情報情報機関に関する下記の条項および、銀行が定めた「反社会的勢力に関する表明・確約」を行うことに同意します。[ただし、担保提供者（連帯保証人を兼ねている場合を除く。）は、第4条の条項は適用されません。]なお、保証会社の選定は、事前審査申込書、借入申込書に記載されている保証会社のうち、銀行が選定した保証会社に保証依頼することに同意します。また、この申込みに基づき契約が成立した場合の取扱いについても同様に以下のとおり同意します。

## 第1条 銀行の個人情報の利用目的

### 1. 業務内容

- 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務
- 公共債および投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法律により銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
- その他銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む。）
- 銀行の子会社・関連会社が営むことができる業務およびこれらに付随する業務

### 2. 利用目的

銀行および銀行の子会社・関連会社や提携会社の金融商品やサービスに関し、下記利用目的で利用いたします。なお、特定の個人情報の利用目的が、法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外で利用致しません。（注）

- 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込みの受付のため
  - 金融商品取引法に基づく有価証券や金融商品の勧誘および販売、サービスの案内を行うため
  - 犯罪収益移転防止法に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
  - 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
  - お客さまに対し、取引結果、預り残高などの報告を行うため
  - 融資のお申込みや継続的なご利用等に際しての判断のため  
なお、取得した取引履歴等の情報を分析し、お客さまへの融資の可否、および最適な条件で融資をご提案するために利用することがあります。
  - 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
  - 与信事業に際して個人情報や個人情報を加える個人情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
  - 当行および当行の子会社、関連会社の適切な業務の遂行等に必要な範囲内で共同利用を行うため。
  - 他の事業者等から、個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
  - お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
  - 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
  - 取得した取引履歴等の情報を分析し、ダイレクトマーケティング等によりお客さまに対する最適な金融商品やサービス（提携会社等の商品やサービスを含む）に関する各種ご提案を行うため
  - 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
  - その他、お客さまのお取引を適切かつ円滑に履行するため
- （注）銀行法施行規則第13条の6の6等により、個人情報情報機関から提供を受けた申込人等の借入金返済能力に関する情報は、申込人等の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。また、銀行法施行規則第13条の6の7等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

## 第2条 保証会社の個人情報の利用目的

申込人等は、保証会社が個人情報の保護に関する法律に基づき、以下の申込人等の個人情報を、本申込みの受付、資格確認、与信取引の判断および与信後の管理、お客さま向け企画・宣伝物・印刷物の送付または電話等による営業案内、保証の審査、保証の決定、保証取引の継続的な管理、保証基準の見直し、加盟する個人情報機関への提供、法令や契約上の権利の行使や義務の履行、市場調査等研究開発、取引上必要な各種郵便物の送付、金融商品やサービスの各種ご提案、その他申込人等との取引が適切かつ円滑に履行される等の利用目的の達成に必要な範囲で利用することに同意します。

- 属性情報（氏名、性別、生年月日、住所、電話番号（携帯電話番号を含む。また、電話番号接続状況、接続状況調査年月日、移転先電話番号を含む。以下同じ。）、eメールアドレス、勤務先内容、家族構成、居住状況等）
- 契約情報（契約の種類、申込日、契約日、利用日、利用店名、商品名・役務名・権利名およびその数量・期間・回数、契約額、利用額、利息、分割払手数料、保証料、諸費用、支払回数、毎月の支払額、支払方法、振替口座等）
- 取引情報（本契約に関する利用残高、月々の返済状況等（内訳を含む。）、取引の現在の状況および履歴その他取引の内容）
- 支払能力判断情報（申込人等の資産、負債、収入、支出、本契約以外に保証会社と締結する契約に関する利用残高、返済状況等）
- 本人確認情報（申込人等の運転免許証、パスポート、住民票の写しまたは在留カード等に記載された事項）
- 映像、音声情報（個人の肖像、音声を磁気的または光学的媒体等に記録したもの）
- 公開情報（官報、電話帳、住宅地図等に記載されている情報）

## 第3条 個人関連情報の取扱い

銀行と銀行の子会社・関連会社および保証会社は、個人関連情報取扱事業者等から提供を受けた以下の個人関連情報を、申込人等の個人データとして取得し、第2条および第3条に定める利用目的の範囲内で取り扱います。

- 申込人等の電話番号における現在および過去の有効性に関する情報（全国の固定電話、携帯電話の接続状況調査履歴であり、調査年月日、接続状況、移転先電話番号等を含む）
- 住所および当該住所に所在する住所の情報（電気、ガス等の公共サービスに設備情報を含む）

## 第4条 個人情報機関の利用・登録

1. 申込人等は、この申込みに関して、銀行または保証会社が加盟する個人情報機関および同機関と提携する個人情報機関に申込人等の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される破産等の官報情報を含む。）が登録されている場合には、銀行ならびに保証会社がそれを与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいう。ただし、銀行法施行規則第13条の6の6等の法令に基づく返済能力に関する情報、ならびに株式会社日本信用情報機構および株式会社シー・アイ・シーの情報については返済能力の調査の目的に限る。以下同じ。）のために利用することに同意します。

2. 申込人等は、個人情報（その履歴を含む。）が下表のとおり加盟先機関に登録され、加盟先機関および提携先機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断のために利用されることに同意します。

- 銀行および保証会社の加盟する個人情報機関

	全国銀行個人信用情報センター	株式会社日本信用情報機構	株式会社シー・アイ・シー
銀行が加盟する信用情報機関	○	○	—
保証会社が加盟する信用情報機関	—	○	○

- 個人情報機関の登録情報・登録期間

### ①全国銀行個人信用情報センター

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所（本人への郵便不着の有無等を含む。）、電話番号、勤務先等の本人を特定するための情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
借入金額、借入日、最終返済日等の本契約の内容およびその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む。）	本契約期間中および本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間
銀行が加盟する個人情報機関を利用した日および本契約またはその申込みの内容等	当該利用日から1年を超えない期間
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から7年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難、貸付自粛等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

### ②株式会社日本信用情報機構

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等の本人を特定するための情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等の契約内容に関する情報および入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞、延滞解消等の返済状況に関する情報	契約継続中および契約終了後5年以内
債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等の取引事実に関する情報	契約継続中および契約終了後5年以内（ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内）
本契約に係る申込みに関する情報	当該照会日から6か月以内

### ③株式会社シー・アイ・シー

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名およびその数量/回数/期間、支払回数等契約内容に関する情報	契約期間中および契約終了後5年以内（ただし、債務の支払いを延滞した事実については、契約期間中および契約終了後5年間）
利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報	
本契約に係る申込みに関する情報	個人情報機関に照会した日から6か月間

- 個人情報機関の連絡先

個人情報機関	電話番号	URL
全国銀行個人信用情報センター	03-3214-5020	https://www.zenginkyojupcic/
株式会社日本信用情報機構	0570-055-955	https://www.jicc.co.jp/
株式会社シー・アイ・シー	0120-810-414	https://www.cic.co.jp/

- （注1）全国銀行個人信用情報センターと株式会社日本信用情報機構と株式会社シー・アイ・シーは、相互に提携しております。
- （注2）個人情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います。（銀行および保証会社ではできません。）
- （注3）各機関の加盟資格、会員名等は各機関のウェブサイトに掲載されています。

3. 申込人等は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。

## 第5条 個人情報の第三者提供

### 1.銀行から保証会社への提供

申込人等は、本申込みおよび本取引にかかる情報を含む申込人等に関する下記情報が、保証会社における本申込みの受付、資格確認、与信取引上の判断、保証の審査、保証の決定、保証取引の継続的な管理、保証基準の見直し、加盟する個人信用情報機関への提供、法令等や契約上の権利の行使や義務の履行、市場調査等研究開発、取引上必要な各種郵便物の送付、金融商品やサービスの各種ご提案、その他申込人等との取引が適切かつ円滑に履行されるために必要な範囲で、銀行より保証会社に提供されることに同意します。

- (1) 氏名、住所、連絡先、家族に関する情報、勤務先に関する情報、資産・負債に関する情報、借入要領に関する情報等、本申込書ならびに付属書面等本申込みにあたり提出する書面に記載の全ての情報
- (2) 銀行における借入残高、借入期間、金利、弁済額、弁済日等本取引に関する情報
- (3) 銀行における預金残高情報、他の借入金の残高情報・返済状況等、私および連帯保証人（予定者）の銀行における取引情報（過去のものを含む。）
- (4) 延滞情報を含む本取引の弁済に関する情報
- (5) 銀行が保有する申込人等の情報
- (6) 銀行が保証会社に対して代位弁済を請求するにあたり必要な情報

### 2.保証会社から銀行への提供

申込人等は本申込みおよび本取引にかかる情報を含む申込人等に関する下記情報が、銀行における保証審査結果の確認、保証取引の状況の確認、代位弁済の完了の確認のほか、本取引および他の与信取引等継続的な取引に関する判断およびそれらの管理、加盟する個人信用情報機関への提供、法令等や契約上の権利の行使や義務の履行、市場調査等研究開発、取引上必要な各種郵便物の送付、金融商品やサービスの各種ご提案その他申込人等との取引が適切かつ円滑に履行されるために保証会社より銀行に提供されることに同意します。

- (1) 氏名、住所、連絡先、家族に関する情報、勤務先に関する情報、資産・負債に関する情報、借入要領に関する情報等、本申込書ならびに付属書面等本申込みにあたり提出する書面に記載の全ての情報
- (2) 保証会社での保証審査の結果に関する情報
- (3) 保証番号や保証料金額等、保証会社における取引に関する情報
- (4) 保証会社における、保証残高情報、他の取引に関する情報等、銀行における取引管理に必要な情報
- (5) 保証会社が保有する申込人等の情報
- (6) 銀行の代位弁済請求に対する代位弁済完了に関する情報等、代位弁済手続きに必要な情報
- (7) 代位弁済完了後の返済状況等に関する情報

### 3.親族への提供

- (1) 申込人等は、この申込みによる契約が成立した後、申込人等がローン契約書に定める期限前の全額返済義務規定に定める事由に該当し、申込人等の親族等から弁済等のため当該個人情報の開示を求められたときは、銀行が当該個人情報を開示する親族等に提供することに同意します。
- (2) 申込人等は、銀行が電話等により申込人等に対し催告・督促・通知をする場合において、申込人等の所在の確認が困難と判断された場合、遅滞している債務等の内容について申込人等の親族等に対して開示することに同意します。

### 4.債権譲渡

- (1) 申込人等は、この申込みに係る債権が、債権譲渡・証券化といった形式で、他の事業者等に移転することに同意します。
- (2) 申込人等は、前号の債権移転のために必要な範囲内で、申込人等の個人情報、銀行または保証会社から、債権譲渡または証券化のために設立された特定目的会社等に提供され、債権管理・回収のために利用されることに同意します。

### 5.債権回収会社への債権回収委託

申込人等は、銀行または保証会社が「債権管理回収業に関する特別措置法」（平成10年10月16日法律第126号）により法務大臣の許可を受けた債権回収会社に、この申込みにかかる債権の回収を委託する場合には、申込人等の個人情報を債権回収会社との間でこの申込みに関する取引上の判断および債権回収会社における債権管理・回収のために必要な範囲内で相互に利用・提供されることに同意します。

### 第6条 個人情報の開示・訂正・削除

1. 申込人等は、銀行または保証会社および第4条第2項で記載する個人信用情報機関に対して、申込人等の個人情報を開示するよう請求することができるものとします。ただし、業務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがある場合および個人情報の保護に関する法律に別途定めがある場合に該当すると判断した場合は開示しないものとします。

- (1) 銀行または保証会社に開示を求める場合には、第11条記載の窓口に連絡するものとします。
- (2) 個人信用情報機関に開示を求める場合には、第4条第2項記載の個人信用情報機関に連絡するものとします。

2. 万一、銀行または保証会社における登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、銀行または保証会社は、速やかに訂正または削除に応じるものとします。

### 第7条 個人情報の利用・提供の停止

1. 銀行は、第1条に規定している利用目的のうち、次の各号について、申込人等から個人情報の利用・提供の停止の申し出があったときは、遅滞なくそれ以降の当該目的での利用・提供を停止する措置をとりま

- (1) 銀行の宣伝物・印刷物の送付等の営業案内（ダイレクトメールおよび電話、電子メール等によるものを含みます。）
  - (2) 提携会社等の商品やサービスにかかる宣伝物・印刷物の銀行発送物への同封等による送付
2. 保証会社は、第2条に規定している利用目的のうち、次の各号について、申込人等から個人情報の利用中止の申し出があったときは、遅滞なくそれ以降の当該目的での利用を中止する措置をとりま
- す。ただし、請求書等本契約の業務上必要な書類（電磁的記録の送信を含む。）に同封（同送）される宣伝物・印刷物等の営業案内についてはこの限りではありません。
- (1) お客さま向け企画・宣伝物・印刷物の送付または電話等による営業案内、金融商品やサービスの各種ご提案
  - (2) 市場調査等研究開発
3. 申込人等は第1項、第2項の利用・提供の停止を求める場合には、第11条記載の窓口に連絡するものとします。

### 第8条 条項の不同意

申込人等は、申込人等が本申込みに必要な事項を記載・入力等を受けない場合およびこの同意書の内容の全部または一部に同意しない場合、銀行は借入れの申込みを、保証会社は保証委託の申込みをお断りする場

合であることを同意します。ただし、第7条1項または2項に規定する利用目的での個人情報の利用・提供に同意しない場合でも、これを理由に銀行または保証会社がこの申込みをお断りすることはありません。

### 第9条 条項の変更

申込人等は、銀行または保証会社がこの申込みの各条項を法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できることに同意します。また、変更された場合、ウェブサイトその他の銀行、保証会

社の定める方法により公表されることに同意します。

### 第10条 申込みが不成立の場合

この申込みによる契約が不成立の場合であっても、契約の不成立の理由の如何にかかわらず、この申込みにかかる個人情報が利用・提供されることに同意します。

### 第11条 問合せ窓口

1. 申込人等は、銀行または保証会社および第4条第2項記載の個人信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。

- (1) 銀行または保証会社に開示を求める場合には、当行本支店または下記のお問合わせ窓口にご連絡ください。開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)の詳細についてお答えします。

- ・株式会社愛媛銀行 お客様サービス部  
〒790-8580 愛媛県松山市勝山町2丁目1 TEL 089-933-1111
- ・株式会社愛媛ジェーシービー お客様相談室  
〒790-0878 愛媛県松山市勝山町2-4-7 ミツフ勝山町ビル5階 TEL 089-921-2303
- ・株式会社オリエントコーポレーション お客様相談室  
〒102-8503 東京都千代田区麴町5-2-1 TEL 03-5275-0211  
株式会社オリエントコーポレーションは個人情報の保護に関する管理責任者として個人情報統括責任者（個人情報保護と利用に関する所管部の担当役員）を設置しています。
- ・SMBコンシューマーファイナンス株式会社  
〒135-0061 東京都江東区豊洲2-2-31 TEL 0120-510-508
- ・オリックス・クレジット株式会社 お客様問合せ窓口  
〒190-8528 東京都立川市曙町2-22-20 立川センタービル TEL 042-528-5701  
オリックス・クレジット株式会社は個人情報保護に関する管理責任者として、個人情報保護管理者（法務・コンプライアンス部門の掌管役員）を設置しています。
- ・アイフル株式会社 お客様サービスセンター  
〒600-8420 京都府京都市下京区烏丸通五条上の高砂町381-1 TEL 075-201-2030
- ・ライフカード株式会社 カスタマーセンター  
〒225-0014 神奈川県横浜市青葉区荏田西1-3-2 TEL 045-914-7003
- ・全国保証株式会社 審査部  
〒100-0004 東京都千代田区大手町2丁目1-1 大手町野村ビル24階 TEL 0120-998-952
- ・株式会社フィナンシャルドゥ  
〒530-0018 大阪府北区小松原町3-3 OS ビル16階 TEL 06-6316-6130
- ・株式会社日本保証 お客様相談センター  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目7-12 TEL 03-6830-0292

- (2) 個人信用情報機関に開示を求める場合には、第4条2項記載の個人信用情報機関に連絡して下さい。

2. 万一、事実でないことが判明した場合には、銀行または保証会社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

## 反社会的勢力に関する表明・確約条項

申込人（債務者または連帯債務者）、連帯保証人および担保提供者（以下「申込人等」という。）は、株式会社愛媛銀行（以下「銀行」という。）に以下の事項について、表明を行い、確約をします。

### 第1条

申込人等は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

### 第2条

申込人等は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いたまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

### 第3条

申込人等が、暴力団員等もしくは第1条各項のいずれかに該当し、もしくは第2条各項のいずれかに該当する行為をし、または第1条の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借入取引を行い、または継続することが不適切である場合には、申込人等は、銀行から融資内諾等があった場合でも、借入れを受けられず、または銀行から借入れた後である場合でも、銀行から請求があった次第、ローン契約に基づき、期限の利益を喪失し、直ちに弁済するものとします。

## 外国 PEPs の確認

申込人等は、外国 P E P s またはその家族に該当しないことを確約するものとします。外国 P E P s とは、外国の重要な公的地位を有する方（以下に該当する方）のことをいいます。

- ・国家元首
- ・日本における内閣総理大臣その他の国務大臣および副大臣に相当する職
- ・日本にける衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長または参議院副議長に相当する職
- ・日本における最高裁判所の裁判官に相当する職
- ・日本における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職
- ・日本における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長、航空幕僚副長に相当する職
- ・中央銀行の役員
- ・予算について国家の議決を経、または承認を受けなければならない法人の役員